

配慮指針

趣旨

この配慮指針は、練馬区福祉のまちづくり推進条例第12条第2項に基づき、公共的建築物について、すべての人がより安全かつ円滑に利用できるようにするための指針として定めています。

配慮指針は、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方をもとに、施設を整備するにあたって配慮すべき視点を5つの原則とし、それぞれの原則に基づく具体的な配慮について整備項目ごとに定めています。

1 5つの原則

公平性	だれもが同じように利用でき、また個々のニーズに応じ、複数の利用方法を選択できるようにする。
分かりやすさ	施設の使い方は簡単に、必要な情報は分かりやすく伝える。
安全安心	防災、防犯に配慮し、かつ危険なく安心して利用できるようにする。
身体への負担軽減	施設の利用にあたり、容易に使えるようにする。
快適性	施設の性格や利用状況等に応じた機能および意匠に配慮し、快適に使えるようにする。

2 配慮指針

別紙のとおり

2 配慮指針

2 出入口	
5つの原則	配慮指針
A 公平性	1 聴覚障害者の利用に配慮し、表情や手話、口話が読み取れる明るさを確保するよう配慮すること。
	2 視覚障害者の利用に配慮し、点字や文字の浮き彫り等により室名を表示するよう配慮すること。
	3 施設名称や室名などは立位の大人、車椅子使用者、弱視者等が見やすいように設置するよう配慮すること。
B 分かりやすさ	1 扉部分をコントラスト(明度、色相または彩度の差)のある彩色・デザインとする等、弱視者等が、扉とその周辺の区別を、認識しやすくするよう配慮すること。
	2 室名などのサインは、大きな文字で背景とのコントラストをつけることで、認識しやすくなるよう配慮すること。
	3 出入口から見通しの良い位置に受付カウンターを設けるよう配慮すること。
	4 車椅子使用者が利用できる出入口をわかりやすく案内するよう配慮すること。
	5 点状ブロック等が玄関マットで途切れないように設置するよう配慮すること。
C 安全安心	1 戸の周辺に下り階段を設ける場合は、転落の危険がないよう十分なスペースの確保に配慮すること。
	2 戸の向こう側が認識しやすいよう戸にガラス等の透過部分を設けるなど配慮すること。
	3 戸のガラスは、割れにくいガラスの選定に配慮すること。
	4 防火戸は、下枠の段がないものとするなど、避難時に車椅子使用者、高齢者、障害者等が利用しやすいものとするよう配慮すること。
	5 衝突防止のため、戸を廊下のコーナー部から十分離すよう配慮すること。
	6 手動外開き戸を併設するなど、玄関の戸は非常時に対応できるよう配慮すること。
D 身体への負担軽減	1 上吊り方式の引き戸や、リニアモーターアシスト操作引き戸など、小さな力で開閉できる戸にするよう配慮すること。
	2 上吊り式引き戸など、床面に段差などが生じない構造の戸を用いるよう配慮すること。
	3 各居室の出入口において生じる敷居のわずかな段差は、角を丸く加工することで車椅子使用者が通行しやすくなるよう配慮すること。
	4 玄関ホールに車椅子を常備するよう配慮すること。
E 快適性	1 靴の履き替えがしやすい適切な位置に、手すりや腰かけなどを設けるよう配慮すること。

3 廊下等 / 授乳場所等	
5つの原則	配慮指針
A 公平性	1 聴覚障害者の利用に配慮し、表情や手話、口話が読み取れる明るさを確保するよう配慮すること。
	2 階段の脇に昇降機を設置するよう配慮すること。
	3 高齢者や子どもが利用しやすいよう、手すりは2段とするよう配慮すること。
	4 授乳のできる場所は男性や複数の親子の利用も考慮し、母乳を与えるスペースは別室とするか、または、プライバシー確保のためにカーテン等を設けるよう配慮すること。
	5 ベッドは車椅子使用者も使えるような高さのものを併せて設けるよう配慮すること。
B 分かりやすさ	1 床と壁の色のコントラストをつけ、壁位置が認識しやすくなるよう配慮すること。
	2 手すりと背後の壁の色のコントラストをつけ、手すりを認識しやすいよう配慮すること。
	3 床パターンにより動線の誘導を行うよう配慮すること。
	4 壁際足下に間接照明を設置する、天井照明に規則性を持たせるなど、照明のレイアウトによって動線の誘導を行うよう配慮すること。
C 安全安心	1 車椅子使用者同士が余裕をもってすれ違える有効幅員を確保するよう配慮すること。
	2 転倒した際の衝撃の少ない床素材とするよう配慮すること。
	3 窓は子どもの転落の危険がないよう配慮すること。
	4 足元灯、非常用照明を設置するよう配慮すること。
	5 コーナー部に隅切りを設置するよう配慮すること。
D 身体への負担軽減	1 両側に連続した手すりを設置するよう配慮すること。
	2 休憩のためのベンチを設置するよう配慮すること。
	3 床の表面は、グレア(必要な照度が維持されていても、周囲との輝度対比で見えにくくなる現象)の生じない素材とするよう配慮すること。
E 快適性	1 窓を設け、自然採光・自然通風できるよう配慮すること。
	2 授乳のできる場所の周辺に荷物置場を設けるよう配慮すること。
	3 授乳、保育等の子育てスペースの近くに子ども用トイレを設置するよう配慮すること。
	4 授乳のできる場所を利用する際、同伴者が休憩できるように入口付近に休憩用椅子を設置するよう配慮すること。
	5 大きめのおむつ専用ダストボックスを、利用者が子どもから離れずにすむようにベビーベッドの近くに設置するよう配慮すること。
	6 赤ちゃんに離乳食を与える際、赤ちゃんを座らせることができる高めの椅子と保護者用の椅子を設けるよう配慮すること。

4 階段	
5つの原則	配慮指針
A 公平性	1 聴覚障害者の利用に配慮し、表情や手話、口話が読み取れる明るさを確保するよう配慮すること。
	2 高齢者や子どもが利用しやすいよう、手すりは2段とするよう配慮すること。
	3 エレベーターや傾斜路への案内表示を行うよう配慮すること。
B 分かりやすさ	1 手すりと背後の壁の色のコントラストをつけ、手すりを認識しやすいよう配慮すること。
	2 表記を大きくする、背後の壁とのコントラストをつけるなど、だれも見やすい階数表示を行うよう配慮すること。
C 安全安心	1 階段の始点、終点は通路から後退させるなど、衝突や転落などが起きないように配慮すること。
	2 避難階段の出入口は、高齢者や障害者にも開閉・通過しやすいものとするよう配慮すること。
	3 足元灯(突き出しのないもの)、非常用照明装置を設置するよう配慮すること。
	4 避難階段等には車椅子使用者の一時避難エリアを確保するよう配慮すること。
	5 手すりを手すり子形式とした場合、幼児の頭が入らないように(手すり子の間:11cm以下)配慮すること。
D 身体への負担軽減	1 できるだけ階段の勾配がゆるくなるよう配慮すること。
	2 床の表面は、グレア(必要な照度が維持されていても、周囲との輝度対比で見えにくくなる現象)の生じない素材とするよう配慮すること。
E 快適性	1 窓を設け、自然採光・自然通風できるよう配慮すること。

5 階段に代わり、またはこれに併設する傾斜路	
5つの原則	配慮指針
A 公平性	1 傾斜路に設置する手すりの始点および終点には点字表示を設けるよう配慮すること。
	2 高齢者や子どもが利用しやすいよう、手すりは2段とするよう配慮すること。
B 分かりやすさ	1 建物の形状上等により、やむを得ず階段と設置位置が離れる場合は、分かりやすく誘導を行うなど配慮すること。
	2 長い距離の傾斜路を設置する場合は、傾斜路の先の施設情報を事前に把握できるように情報提供を行うなど配慮すること。
C 安全安心	1 側壁に車椅子のフットレストあたりを設けるよう配慮すること。
D 身体への負担軽減	1 傾斜路が短くなるよう、勾配はできる限り緩やかにするよう配慮すること。
E 快適性	1 傾斜路は歩行者と車椅子がスムーズにすれ違える幅を確保するよう配慮すること。

6 エレベーター	
5つの原則	配慮指針
A 公平性	1 ボタンの文字は、周囲とのコントラストを大きくし、触ってわかる浮き彫り式とするよう配慮すること。
	2 過負荷、非常時は音声と電光表示等で案内するよう配慮すること。
	3 階段やエスカレーターと経路の選択をしやすいよう、見通しよく設置するよう配慮すること。
	4 大きいサイズの車椅子を使用している人の乗降や、担架・ストレッチャーの運搬を考慮した奥行のエレベーターとするよう配慮すること。
B 分かりやすさ	1 扉の色彩や照明により所在をわかりやすくするよう配慮すること。
	2 到着したことがわかるよう、籠内の照度を乗降ロビーより明るくするよう配慮すること。
	3 乗降ロビーと籠床面において、高低差を感じさせない配色とするよう配慮すること。
	4 視覚障害者用誘導ブロックで乗場ボタンに誘導するとともに、乗場ボタン手前に点状ブロックを敷設することでボタンの位置を案内するよう配慮すること。
	5 同一建物内のエレベーター操作盤等のボタン形状、使い方等を統一するよう配慮すること。
C 安全安心	1 ガラス壁で区画されたエレベーターシャフトに、衝突防止のために模様等をつけるよう配慮すること。
	2 鏡は割れにくい鏡(ステンレス製または安全なガラス等)とし、鏡の下端は車椅子フットレストあたりまでとするよう配慮すること。
	3 籠に車椅子フットレストあたりを設置するよう配慮すること。
	4 非常時にテロップ(文字表示)が出るように配慮すること。
D 身体への負担軽減	1 手すりを籠の両側面および正面壁に設けるよう配慮すること。
	2 操作ボタンは、手の甲やひじでも押すことができる大きなものとし、わかりやすい表示を行うよう配慮すること。
	3 籠内に椅子を設けるよう配慮すること。
E 快適性	1 籠内、乗降ロビーとも、十分な照度を確保するよう配慮すること。

7 特殊な構造の昇降機	
5つの原則	配慮指針
A 公平性	1 階段付近にエレベーターが設置できない場合は、段差解消機を設置するよう配慮すること。
	2 複数の移動手段を選択できるよう、エスカレーターは、エレベーターや階段の見通しが良い位置に配置するよう配慮すること。
B 分かりやすさ	1 操作方法を簡潔に大きな文字で記載するなど配慮すること。
	2 上りと下りエスカレーターが並ぶところでは、上下方向と設置位置の関係を統一するよう配慮すること。
	3 エスカレーターには、大きくコントラストのあるサイン等を設けるなど誤って逆方向に進入しないように配慮すること。
	4 エスカレーターベルトは明るい色とするなど視認しやすいよう配慮すること。
C 安全安心	1 エスカレーターの上端、下端に近接する通路の床面や天井に矢印や進入禁止マークを設けるよう配慮すること。
	2 エスカレーターの乗降口近くの壁面または柱面等に非常停止ボタンを設置するよう配慮すること。
	3 乗降しやすいよう、エスカレーターの足元の明るさを確保するよう配慮すること。
	4 ステップ段鼻の色を変えることでエスカレーターの動きを視覚的に示すよう配慮すること。
D 身体への負担軽減	1 エスカレーターに速度調整機能を持たせるよう配慮すること。
	2 エスカレーターのくしはできるだけ薄くし、車椅子のキャスターが乗り越えやすくするよう配慮すること。
E 快適性	1 段差解消機は常時施設を管理している者の目が届くところに設置し、利用者にすぐ対応できるよう配慮すること。
	2 コンパクトに収納できる段差昇降機を設置するなど、階段の通行の妨げとならないよう配慮すること。

8 便所/ベビーチェア・ベビーベッド・着替え設備・折りたたみベッド	
5つの原則	配慮指針
A 公平性	1 便所の入口付近では男子用便所、女子用便所の方向がわかりやすいよう、音声やサインで案内するよう配慮すること。
	2 便所内通路の幅員や戸の幅にゆとりを確保することで、一般便房(広めのブース)も車椅子で使用できるよう配慮すること。
	3 手洗器は、車椅子使用者が使いやすいものと、立位で使いやすいものと、高さの異なる2種類を設置するよう配慮すること。
	4 センサー式洗浄ボタンの場合は、ボタン式を併用するよう配慮すること。
	5 洗浄ボタンや紙巻器の位置は、JIS S0026に基づいたものになるよう配慮すること。
B 分かりやすさ	1 空間や配置がわかりやすい照明や色づかいとするよう配慮すること。
	2 施設内の案内板や各所で、車椅子使用者用便房への位置を表示し、誘導するよう配慮すること。
	3 複数の便所がある場合、男女別トイレの位置を統一することで視覚障害者にも使いやすくするよう配慮すること。
	4 便所内部の配置を出入口付近に表示するよう配慮すること。
C 安全安心	1 ブース内の緊急通報ボタンの表示を分かりやすくするよう配慮すること。
	2 音、光等で押した状態を確認できる緊急通報ボタンを設けるよう配慮すること。
	3 車椅子使用者用便房の緊急通報ボタンは、便座に腰かけた状態で使用可能な位置と、床に転倒した際にも操作できる位置に設置するよう配慮すること。
	4 便所内に便房からも視認できる光警報装置(フラッシュライト等)を設けるよう配慮すること。
	5 ベビーベッド等の柵がある場合、縦格子とし、隙間の幅は85mm以下とするよう配慮すること。
	6 手荷物棚またはフックに、人がぶつからないように、仮に当たっても怪我をしにくい丸みを帯びているものとするよう配慮すること。
D 身体への負担軽減	1 床置き式の小便器は、出入口に近い箇所に設置するよう配慮すること。
	2 和便器にも手すりを設置するよう配慮すること。
	3 便房の扉を軽い力で開閉できるものとするよう配慮すること。
	4 紙巻器は、片手で紙が切れるものとするよう配慮すること。
	5 小便器と洗面台の脇には杖等を立てかける窪み等を設けるよう配慮すること。
	6 折りたたみベッド(大型ベッド)は、車椅子使用者に配慮し、幅が広く、高さを車椅子座面高さと同程度としたものを設けるよう配慮すること。
	7 フックを設ける場合は高齢者等が使いやすいよう低い位置にも設けるよう配慮すること。
	8 乳幼児用おむつ交換台の下部または付近に荷物棚を設けるよう配慮すること。
	9 手を離れたときに戸を固定できるようなドアストッパーを設けるよう配慮すること。
E 快適性	1 温水洗浄機能付き洋便器とするよう配慮すること。
	2 小児用小便器を設けるよう配慮すること。
	3 車椅子使用者用便房のほかに、ベビーカーと一緒に入れるトイレを設けるよう配慮すること。
	4 車椅子使用者用便房の手洗い鏡前に、照明を設置するよう配慮すること。
	5 トイレに子ども用の手洗い器を置くよう配慮すること。
	6 衣服のチェックができるよう、車椅子使用者用便房には全身が映る鏡を設けるよう配慮すること。

9 浴室等 / 更衣室・脱衣室	
5つの原則	配慮指針
A 公平性	1 視覚障害者が利用しやすいよう、色、照明、形状や触覚による空間や設備の識別に配慮すること。
	2 視覚障害者が利用しやすいよう、水栓の冷温水区分や使用方法は、点字や浮彫り文字にするとともに、音声による案内も併用するよう配慮すること。
	3 同伴者による介助等に配慮し、男女兼用の更衣室・脱衣室を設けるよう配慮すること。
B 分かりやすさ	1 更衣室・脱衣室のロッカーの番号は、大きめの文字を用い、周囲とコントラストをつけるなど、わかりやすくするよう配慮すること。
C 安全安心	1 浴室の床面は、転倒時にも怪我をしにくい床材とするよう配慮すること。
	2 浴室扉に樹脂製の開口を設置するよう配慮すること。(ガラスは危険)
	3 出入口から更衣室、浴室・シャワー室へと連続する手すりを設置するよう配慮すること。
D 身体への負担軽減	1 血圧等の急な変化を防ぐため浴室内外での温度差に配慮すること。
	2 シャワー用車椅子を用意するよう配慮すること。
	3 介助がある場合に備え、十分な空間を確保するよう配慮すること。
	4 浴槽の周りに3方向から介助できるスペースを確保するよう配慮すること。
	5 更衣、介助、休憩や荷物置場として利用できる脱衣ベンチを設けるよう配慮すること。
	6 更衣室・脱衣室のベンチ等の周辺に縦手すりを設けるよう配慮すること。
	7 更衣室・脱衣室の出入口の戸を軽い力で開閉できるよう配慮すること。
	8 衣服を着脱する際に身体を支えるための手すりを設置するよう配慮すること。
E 快適性	1 車椅子使用者が利用しやすいよう、浴槽は車椅子で寄り付きやすい高さとするよう配慮すること。
	2 更衣室・脱衣室はベンチのあるゆったりとした空間を確保し、更衣スペースと通路が分離された配置とするよう配慮すること。
	3 更衣室・脱衣室に補装具(義手義足など)を収納するための大きめのロッカーを設置するよう配慮すること。

10 宿泊施設の客室	
5つの原則	配慮指針
A 公平性	1 洗面カウンター下部に十分な高さの空間を確保し、車椅子でも利用しやすいように配慮すること。
	2 必要ときに情報が得られるよう、音声ガイドや文字、光、振動による情報伝達、注意喚起設備を設置するよう配慮すること。
	3 文字放送付き客室テレビを採用するよう配慮すること。
	4 聴覚障害者が電話に代わる通信手段として、スマートフォン等を利用できるようにフリーWi-Fiを設置するよう配慮すること。
	5 車椅子使用者が使いやすい方を選択できるよう、設備機器やベッド等の位置が右利き用と左利き用の室を設けるよう配慮すること。
	6 多様な使い方ができるよう、ベッドと利用しやすい高さの畳コーナーを併設した和洋折衷室を設けるよう配慮すること。
B 分かりやすさ	1 室名や部屋番号は、目線の高さで表示して近寄って見ることができる高さ(床から140cm程度)とし、図と地板の色のコントラストをつける、点字や浮き彫り文字とするなど、わかりやすい表示とするよう配慮すること。
	2 客室出入口付近の照明スイッチをわかりやすくするよう配慮すること。
	3 客室内の各種スイッチは操作しやすく、容易に識別できるよう配慮すること。
C 安全安心	1 扉の取っ手の横に開閉時の体の安定のために縦型手すりを設けるよう配慮すること。
	2 非常灯は、枕元から手の届く位置に設置するよう配慮すること。
	3 室内に設けられた荷物かけフックは、室内での移動や動作に支障のないように配慮すること。
	4 緊急時の避難経路は室内にわかりやすく表示されるよう配慮すること。
D 身体への負担軽減	1 出入口前後に車椅子回転スペース(直径1.5m程度)を設けるよう配慮すること。
	2 浴室への扉はできる限り引き戸や折戸とし、十分な出入口幅とするよう配慮すること。
	3 車椅子から浴槽に乗り移るための台を設けるよう配慮すること。
	4 スイッチ等の操作ボタン類は、高さ上限1m程度、下限40cm程度の間設置するよう配慮すること。
	5 スイッチ類は形状、大きさなど操作性の良いものとするよう配慮すること。
	6 照明はベッドの上からでも操作できるよう配慮すること。
E 快適性	1 ベッドの下部は車椅子のフットレストが入る高さを空けるよう配慮すること。
	2 十分な客室内有効通路幅を確保するよう配慮すること。
	3 車椅子での利用に考慮し、家具の下部に空間を確保するよう配慮すること。
	4 家具は前面を揃え、クローゼットは引き戸とするよう配慮すること。
	5 介助者を考慮し、ベッドは2以上設置するよう配慮すること。
	6 知的・発達・精神障害のある人が不安にならないよう、十分な明るさを確保するよう配慮すること。
	7 プライベートな空間に相応しい室内照明であるとともに、安全にも配慮し照度を確保するよう配慮すること。
	8 室外に介助犬用の排泄場所を確保するよう配慮すること。

11 観覧席・客席	
5つの原則	配慮指針
A 公平性	1 車椅子使用者のための観覧席または客席を複数配置し、場内で位置を選択できるよう配慮すること。
	2 車椅子使用者のための観覧席または客席から舞台、楽屋間に、段のない経路を設けるよう配慮すること。
	3 車椅子使用者同士がすれ違える通路幅を確保するよう配慮すること。
	4 車椅子使用者は同伴者とともに複数の客席を選択できるよう配慮すること。
	5 視覚障害者が座席番号を確認できるよう、椅子の背などに点字を表示する、人的対応などの工夫を行うよう配慮すること。
	6 視覚障害者向けに音声で舞台やスクリーンの状況を案内する装置を設置するよう配慮すること。
	7 場内を暗くするときも必要に応じて手話通訳が読み取れるスポット照明を設けるよう配慮すること。
	8 要約筆記用プロジェクター、スクリーン、要約筆記者作業スペース等を設けるよう配慮すること。
	9 会議室のある集会施設には託児スペースを設けるよう配慮すること。
	10 乳幼児を連れた利用者や、音に敏感、または騒がしい環境では情報を聞き取れない知的・発達・精神障害のある人に配慮し、区画された部屋(センサールーム等)を設けるよう配慮すること。
B 分かりやすさ	1 座席番号、行、列等は、わかりやすく読みやすいように、大きさ、コントラスト、取り付け位置等に十分配慮すること。
C 安全安心	1 車椅子使用者のための観覧席または客席に転倒防止のための手すり、ストッパー、キックプレートなどを設けるよう配慮すること。
	2 車椅子使用者のための観覧席または客席に隣接して同伴者用座席を設置するよう配慮すること。
	3 安全に移動できるよう足元灯を設けるよう配慮すること。
	4 上演時間以外は客席部分の照度を十分に確保するよう配慮すること。
	5 緊急時の避難経路はわかりやすく表示するよう配慮すること。
D 身体への負担軽減	1 客席に入る扉は、遮音性能を確保しつつ、できるだけ重量の軽いものとするよう配慮すること。(ハニカム構造など)
	2 床仕上げのじゅうたんやカーペットは、車椅子の操作に支障がないよう毛足の長さに配慮すること。
	3 場内の両壁面に手すりを設置するよう配慮すること。
E 快適性	1 どの席からも舞台やスクリーンを快適に鑑賞できるよう、客席の前後間隔や勾配を計画するよう配慮すること。

12 敷地内の通路	
5つの原則	配慮指針
A 公平性	1 長い傾斜路を設置する場合は、手動車椅子をこぎ続ける負担が大きいため、昇降機等による移動も選択できるよう配慮すること。
	2 高低差がある場合、傾斜路を苦手とする人たちもいることを考え、階段などを併設し、経路を選択できるよう配慮すること。
	3 聴覚障害者の利用に配慮し、表情や手話、口話が読み取れる明るさを確保できるよう配慮すること。
	4 接続する歩道から出入口までの間に視覚障害者誘導用ブロックを敷設するよう配慮すること。
	5 案内板やモニュメントを設置する際、有効幅員を狭めないよう、また視覚障害者誘導用ブロックによる連続誘導を妨げないよう配慮すること。
	6 視覚障害者誘導用ブロックの上に自転車を置かれないよう、ブロックの上への文字表示、立て看板の設置、人による誘導で対応するよう配慮すること。
B 分かりやすさ	1 視覚障害者誘導用ブロックを認識しやすいよう、舗装材の色や模様を計画するよう配慮すること。
C 安全安心	1 床材、壁材を工夫し、転倒、衝突時の危険性を軽減するよう配慮すること。
	2 透水性や排水性の高い舗装材を行い、通路表面に雨水が溜まらないよう配慮すること。
	3 既設の石材やタイルなどに対しては、滑り止め加工を施すよう配慮すること。
	4 車路と歩道が接する場所、段に接する場所、転落のおそれのある場所などの危険な箇所では、視覚障害者への注意喚起や間違っ進入してしまわないような措置を行うよう配慮すること。
	5 急な飛び出しの防止や車への不安解消のため、車路と歩行者通路間に植栽帯を設けるよう配慮すること。
	6 歩行者と車の動線が交差する場所は、見通しをよくするよう配慮すること。
	7 交差する通路、屈曲する通路は見通しをよくするよう配慮すること。
	8 視覚障害者誘導用ブロックは、壁や植栽帯から60cm程度離して設置するよう配慮すること。
D 身体への負担軽減	1 仕上げ材料の目地幅は、できる限り小さくし、車椅子利用者や視覚障害者の通行しやすさに配慮すること。
	2 長い移動が負担となる人のためにベンチ等休憩スペースを設置するよう配慮すること。
	3 最小限の水勾配を心がけ、できる限り水平とするよう配慮すること。
	4 敷地に接する歩道から建築物の出入口まで、高低差や段ができないよう配慮すること。
	5 主要な動線上に排水溝が生じない配置計画を行うよう配慮すること。
E 快適性	1 屋根を設けるなど、雨天時などにも使いやすい通路とするよう配慮すること。
	2 十分な明るさを確保するよう配慮すること。

13 駐車場	
5つの原則	配慮指針
A 公平性	1 車椅子利用者用駐車施設への不適切な利用がないように、他の駐車施設の配置や数についても配慮すること。
	2 車椅子利用者用駐車施設に一般車両が駐車しない措置を講ずるよう配慮すること。
B 分かりやすさ	1 車椅子利用者用駐車施設で、車室スペースをカラー舗装するよう配慮すること。
	2 歩道をカラー舗装するなどにより、幼児等の飛び出し防止や車への注意喚起を行うよう配慮すること。
C 安全安心	1 見通しに配慮し、ゆったりとした車路とするよう配慮すること。
	2 見通しの悪いカーブ等にミラーを設置するよう配慮すること。
	3 視覚障害者が敷地内車路に進入してしまうことを防ぐために、歩道と車路の間に周囲との違いを認知しやすい色の手すりを設けるよう配慮すること。
	4 建物の主な出入口部分に、安全に乗降できるよう車寄せ(車椅子利用者用駐停車スペース)を設置するよう配慮すること。
D 身体への負担軽減	1 ゆったりスペース(対象:高齢者、妊産婦、乳幼児連れ等)をできるだけ多く設けるよう配慮すること。
E 快適性	1 建築物の出入口と駐車場が離れている場合などは、出入口に車寄せを設けるよう配慮すること。
	2 だれもが駐車しやすいよう、駐車施設前面の車路幅にゆとりを確保するよう配慮すること。
	3 夏季駐車中に車内温度の上昇を極力抑えるため、駐車施設周囲に高木を植栽するよう配慮すること。
	4 雨天時において、車椅子利用者が快適に乗降するため、屋根を設けるよう配慮すること。

14 標識	
5つの原則	配慮指針
A 公平性	1 点字サインは中心高さを、縦型1.3～1.4m、傾斜型で1.0mを標準とするよう配慮すること。
	2 幅広い年齢層や外国人にも直感的にわかるピクトグラムを活用するよう配慮すること。
	3 表示は、日本語、ひらがな、英語、韓国語、中国語等、複数の言語とするよう配慮すること。
	4 初めての施設利用者にも直感的にわかりやすいよう、文字や記号が大きく太い書体や図を用いるよう配慮すること。
B 分かりやすさ	1 ピクトグラムを組み合わせる場合は、基準となる枠のサイズを合わせることで見やすくするよう配慮すること。
	2 ピクトグラムの理解を深めるため、同じ視距離から読める大きさの和文、英文等を併記するよう配慮すること。
	3 文字や図と地の明度差は5程度以上を確保し、高齢者や弱視者へ配慮すること。
	4 色覚多様性のある人にもわかりやすい色使いとするよう配慮すること。
	5 白内障の黄変化視界でもわかりやすい色使いとするよう配慮すること。
	6 文字の書体は線の太さを一定にするなど、認知しやすいものとするよう配慮すること。
	7 電光掲示板で文字情報を提供する場合は、字体、大きさ、色、スクロールさせる速度などが見やすいよう配慮すること。
	8 目的地までの経路情報を得やすくするため、動線の分岐点や曲がり角などに標識を設置するよう配慮すること。
C 安全安心	1 吊り下げ型、突出型サインは衝突などに対する安全確保のため床からサイン下端まで十分な距離(床から200cm以上)を確保するよう配慮すること。
D 身体への負担軽減	1 開口部脇の突出型サインは、進行方向に対し奥側とし、扉を開けながら見える位置とするよう配慮すること。
	2 近距離で見るサインは、車椅子使用者や子ども等にも見ることができると設定するよう配慮すること。
E 快適性	1 逆光や反射グレア(必要な照度が維持されていても、周囲との輝度対比で見えにくくなる現象)、光の反射などにより見にくならない仕上げや標識設置位置、照明に配慮すること。
	2 標識(案内図を含む。)は進行方向に向かってわかりやすい位置に設けるよう配慮すること。

15 案内設備	
5つの原則	配慮指針
A 公平性	1 館内放送やアナウンス、非常ベルやサイレンなどの音声情報を、視覚、光、振動等の情報に転換して伝える設備を設けるよう配慮すること。
	2 インターホンでは音声の聴き取りが困難な聴覚障害者のため、双方向性のモニター付きインターホンを設置するよう配慮すること。
	3 タッチ式音声案内システム、人感知式音声案内システムを設置するよう配慮すること。
B 分かりやすさ	1 建物のゾーニングを明快にすることで、一目で諸室構成がわかり、極力案内設備に頼らなくても目的地に到達できるように計画するよう配慮すること。
	2 連続した明快で簡潔な動線にするなど、わかりやすい空間構成とするよう配慮すること。
	3 案内設備には、施設の配置だけでなく移動方向が分かるよう表示するよう配慮すること。
	4 周囲の壁とコントラストをつけるなど、案内設備の存在をわかりやすくするよう配慮すること。
	5 玄関付近に、点字案内板、触知案内図、インターホンを設置するよう配慮すること。
	6 玄関付近や受付カウンター、エレベーターホール等の動線の要所に案内板を設けるよう配慮すること。
	7 一建築物内に、複数の種類や大きさの便房(車椅子利用者用便房、オストメイト用設備を備えた便房、ベビーチェアやベビーベッドを備えた便房など)、授乳およびおむつ替えのできる場所などがある場合は、当該便所出入口付近および、館内案内板等にて、便房の大きさや機能を表示するなどして、利用できる便房や設備がどこにあるかがわかるような表示を行うよう配慮すること。
	8 主要な案内板、表示等に外国語を併記するよう配慮すること。
	9 ひらがなを併記するよう配慮すること。
	10 点字等による案内板の場所がわかるよう、音声による案内設備を設けるよう配慮すること。
C 安全安心	1 各フロアに案内板・点字等による案内設備を設けるよう配慮すること。
	2 卓上案内板のコーナー部を曲面とするなど、事故や怪我に繋がらないよう配慮すること。
D 身体への負担軽減	1 案内板は、近寄って見ることができるように取り付ける位置に配慮すること。
	2 案内板には、車椅子利用者が利用できる経路と利用できない経路を示すよう配慮すること。
E 快適性	1 点字ははがれにくいものとするよう配慮すること。

16 案内設備までの経路	
5つの原則	配慮指針
A 公平性	1 視覚障害者誘導用ブロックの上への文字表示、立て看板の設置、人による誘導などにより、ブロックの上に自転車等を置かれぬよう配慮すること。
B 分かりやすさ	1 手すりにて案内設備までの誘導を行うよう配慮すること。 2 壁や床に明度差を大きくした色分けサインを表示することで、案内設備までの誘導を行うよう配慮すること。
C 安全安心	1 視覚障害者誘導用ブロックの材質は、周囲の床材料との対比を考慮し、視覚障害者が触知しやすく、適切な耐久性を有し、滑りにくいものとするよう配慮すること。 2 壁や床に明度差を大きくした色分けサインを表示することで、案内設備までの誘導を行うよう配慮すること。
D 身体への負担軽減	1 建物玄関部分で、誘導ブロックを避けて(ブロック部分をカットするなど)玄関マットを設置するよう配慮すること。
E 快適性	1 屋根を設けるなど、雨天時などにも使いやすい通路とするよう配慮すること。 2 十分な明るさを確保するよう配慮すること。

17 公共的通路	
5つの原則	配慮指針
A 公平性	1 地下鉄連絡通路から建築物に至る階段等の手すりの始点には、行き先を示す点字表示を設けるよう配慮すること。
B 分かりやすさ	1 敷地が広く、敷地内に複数の建築物または公共的通路がある場合は、案内板を設置するよう配慮すること。 2 敷地が広い場合は、遠くからでも傾斜路の位置がわかるように案内板を設置するよう配慮すること。 3 公共的通路部分とその他の廊下および通路部分とが識別しやすい計画とするよう配慮すること。 4 広い空間で進行方向を認知しやすいよう、照明を進行方向に合わせて設置するよう配慮すること。
C 安全安心	1 上屋を設けるなど、通路面の凍結、積雪対策を講じるよう配慮すること。 2 足元灯を設けるなど、できるだけ通路面が見やすい明るさを確保するよう配慮すること。 3 十分な明るさを確保するよう配慮すること。
D 身体への負担軽減	1 公共的通路には、休息のためのスペースまたは、施設を適切な位置に設けるよう配慮すること。 2 公共的通路はできるだけ直線を主体とした線形で整備するよう配慮すること。 3 整備基準の適用が除外されている広場部分のうち、回遊性を有する通路状部分にも、公共的通路等との連続性を確保しつつ視覚障害者用誘導用ブロックを設置するよう配慮すること。
E 快適性	1 円滑でゆとりある歩行者空間の確保を図るため、建築物外部に設ける公共的通路の有効幅は、道路の最低幅員と同じく4m以上とし、建築物内に設ける公共的通路の有効幅員は地下街の通路幅員と同じく6m以上とするよう配慮すること。

18 洗面所	
5つの原則	配慮指針
A 公平性	1 洗面台は車椅子使用者に使いやすいものと、立位で使いやすいものと、高さの異なる2種類を設けるよう配慮すること。
	2 子どもも利用できる高さが低く、吐水口まで手が届きやすい洗面台を設置するよう配慮すること。
B 分かりやすさ	1 高さの異なる洗面台は並べて配置するよう配慮すること。
	2 冷温水の区分などについて、色、点字による表示を行うよう配慮すること。
C 安全安心	1 洗面台の背後に十分なスペースを設けることで、通行者とのぶつからないよう配慮すること。
D 身体への負担軽減	1 洗面台は壁に堅固に取り付け、1以上の洗面台には手すり等を設け、寄りかけられる等配慮すること。
E 快適性	1 洗面台の手すりは、車椅子での利用の邪魔にならないよう、支柱を設けず左右の壁または洗面カウンターに取り付けるよう配慮すること。
	2 洗面台に荷物を置いたり杖を立てかけたりできる設備を設けるよう配慮すること。

19 屋上・バルコニー	
5つの原則	配慮指針
A 公平性	1 車椅子使用者、杖使用者の通行に支障のない排水溝を設けるよう配慮すること。
B 分かりやすさ	1 屋上テラスなど屋上利用可能な施設を設ける場合は、その旨を館内案内板などで表示するよう配慮すること。
C 安全安心	1 転落防止手すりの周囲には、子どもが踏み台の代わりにしてしまうようなものを設けないよう配慮すること。
	2 手すり子の間隔は子どもの出入りができない幅になるよう配慮すること。
D 身体への負担軽減	1 居室からバルコニーへの出入口部分に段差の生じないフラットサッシを設置するよう配慮すること。
E 快適性	1 屋上への出入りやバルコニーにはひさしを設けるよう配慮すること。

20 カウンター	
5つの原則	配慮指針
A 公平性	1 視覚障害者には明るい方が見やすい人、逆に暗い方が見やすい人もいるため、机上の照度を調節できる手元照明を設けるよう配慮すること。
	2 拡大読書器を設置するよう配慮すること。
	3 筆記用のメモ用紙やコミュニケーションボード等を準備して、障害者等とのコミュニケーションに配慮すること。
	4 見やすくわかりやすい位置に、筆談用具等がある旨の表示をするよう配慮すること。
	5 手話や外国語に対応できる係員を配置するよう配慮すること。
	6 小さな子どもを連れた利用者がスムーズに書類に記入できるように、記載台の付近にベビージェアを設置するよう配慮すること。
	7 子ども、高齢者、車椅子使用者等が選択できるよう、異なる高さのカウンターを設置するよう配慮すること。
B 分かりやすさ	1 受付カウンターは、周りとのコントラストのある色とすることで弱視者にも配慮すること。
	2 建物出入口からの動線に沿った位置に受付を設置するよう配慮すること。
C 安全安心	1 立位で使用するカウンター等は、身体の支えとなるよう台を固定し、また必要に応じて手すりを設置するよう配慮すること。
	2 カウンターの背後に十分なスペースを設けることで、通行者とのぶつからないよう配慮すること。
D 身体への負担軽減	1 カウンター前面に車椅子使用者が回転できる十分なスペースを確保するよう配慮すること。
	2 カウンター周囲の商品やパンフレット等に無理なく手が届くよう配慮すること。
E 快適性	1 カウンターに荷物置場を設けるよう配慮すること。
	2 カウンターに荷物を置いたり杖を置いたりできる設備を設けるよう配慮すること。

2 1 公衆電話	
5つの原則	配慮指針
A 公平性	1 だれもがわかりやすい案内を設けるよう配慮すること。
B 分かりやすさ	1 障害者の利用を配慮した機能を持つ電話機を設置した旨を見やすい場所に表示するよう配慮すること。 2 目立つ所、広い場所で、かつ受付の付近に設けるよう配慮すること。(受付職員による補助が可能。)
C 安全安心	1 公衆電話カウンターの背後に十分なスペースを設けることで、通行者との接触事故などが発生しないよう配慮すること。
D 身体への負担軽減	1 体を支える手すり、壁面、台等を設けるよう配慮すること。 2 カウンターに溝を設け、立ち上がる時や車椅子で寄り付くときなどに手を掛けることができるように配慮すること。 3 杖等を立てかける場所を設置するよう配慮すること。
E 快適性	1 電話番号の検索、メモ等に支障がないよう、照明に配慮し、必要に応じ手元灯を設置するよう配慮すること。 2 携帯電話用のプライベートブースを設けるよう配慮すること。 3 パソコンを置く場所を設けるよう配慮すること。 4 携帯電話やパソコンを充電するためのコンセントを設けるよう配慮すること。

2 2 自動販売機・水飲み器	
5つの原則	配慮指針
A 公平性	1 各種チケットの券売機、自動販売機の金銭投入口や選択ボタン、呼び出しボタンなどは、車椅子利用者や子どもなどが利用できる高さや形態とするよう配慮すること。 2 自動販売機は、日本語だけでなく、点字や外国語などの案内表記を行うよう配慮すること。 3 操作ボタンには、品目、金額等を点字にて表示するよう配慮すること。 4 タッチパネル式の券売機では、点字表示付きテンキーを設置し音声案内を設けるよう配慮すること。 5 水飲み器は立位用と車椅子利用者用の2種類の高さを用意するよう配慮すること。
B 分かりやすさ	1 自動販売機の操作ボタンなどを、鮮やかな色彩とし、周囲とコントラストをつけるなどして、操作しやすいよう配慮すること。
C 安全安心	1 自動販売機は、転倒防止金物によって壁や床に固定するよう配慮すること。 2 自動販売機は、階段やエレベーターからの動線を遮断しない位置に設置するよう配慮すること。 3 自動販売機や水飲み器の背後に十分なスペースを設けることで、通行者との接触事故などが発生しないよう配慮すること。
D 身体への負担軽減	1 水飲み器の給水栓は、光電管式、ボタンまたはレバー式とし、足踏み式のものとは手動式のものとは併設するよう配慮すること。 2 杖を立てかける場所、フックまたは椅子を設置するよう配慮すること。
E 快適性	1 給水量の調節ができるものとするよう配慮すること。

23 コンセント・スイッチ	
5つの原則	配慮指針
A 公平性	1 空調機のスイッチ等は、ダイヤル式など指先に力が必要なものを避け、だれもが使いやすい形状のものを採用するよう配慮すること。
	2 点字表示を行うよう配慮すること。
B 分かりやすさ	1 スイッチ類は、操作方法やオン・オフの状態がわかりやすいものとするよう配慮すること。
	2 同一用途のスイッチ類は建物内で統一したデザインとするよう配慮すること。
	3 コンセント、スイッチ類は、周囲の色とのコントラストをつけるなど、認識しやすいものとするよう配慮すること。
	4 浮き彫りのシンボルマークや文字等によりスイッチの機能を簡単に説明するよう配慮すること。
C 安全安心	1 使用していないコンセントには、感電防止のためのコンセントキャップなどを装着するよう配慮すること。
D 身体への負担軽減	1 玄関やトイレなど長時間利用しない場所については、人感センサー付きスイッチとすることで、操作負担を軽減するよう配慮すること。
	2 座ったまま、あるいは寝たままでも操作可能なリモコンスイッチを設置するよう配慮すること。
E 快適性	1 手のひらで押せるワイドスイッチとするよう配慮すること。

24 緊急時の設備・施設	
5つの原則	配慮指針
A 公平性	1 非常時、緊急時における視覚障害者、聴覚障害者の避難、誘導案内などを、施設の実態に応じて、文字・点字案内や音声案内などで用意するよう配慮すること。
B 分かりやすさ	1 非常時の警告や避難誘導にも効果の高い情報ディスプレイを設けるよう配慮すること。
	2 避難方向を一瞬にして理解可能な光走行式避難誘導装置の設置に配慮すること。
C 安全安心	1 トイレブース、シャワー室、浴室等で利用者が一人で使用する部屋には、緊急通報ボタンを設けるよう配慮すること。
	2 緊急通報ボタンは、人が倒れた場合にも操作ができるよう設置高さや操作性に配慮すること。
	3 情報が伝わりにくい客室等では、光による警報装置やテレビ画面を使用した情報伝達とするよう配慮すること。
	4 便房内や浴室に非常時の情報がわかるように文字案内やフラッシュライト等を設けるよう配慮すること。
	5 車椅子使用者等、階段を利用して避難することが難しいため、安全な救助を待つための一時避難場所を設け、インターホンを設置するよう配慮すること。
D 身体への負担軽減	1 防火戸は下枠の段がない車椅子使用者も通過できるものとするなど、避難時に高齢者や障害者等が利用しやすいものとするよう配慮すること。
E 快適性	1 一時待機スペースに行くまで、安心して移動できるようにわかりやすい表示などの配慮すること。

25 手すり	
5つの原則	配慮指針
A 公平性	1 廊下等の手すりの曲がり角には現在位置や行き先などを点字で表示するよう配慮すること。
B 分かりやすさ	1 手すりの位置を確認しやすいよう、周囲の壁等と識別しやすい色とするよう配慮すること。
C 安全安心	1 手すりが取り付く部分の壁の仕上げは、移動時に接触しやすいため、なめらかなものとするよう配慮すること。
	2 階段、傾斜路の手すりは体重をかけたときに滑りにくいものとするよう配慮すること。
	3 エスカレーターや動く歩道乗降口の固定手すりの点字表示は、滞留が生じないように昇降機から離れた位置に表示するよう配慮すること。
D 身体への負担軽減	1 エスカレーターや動く歩道乗降口の固定手すりは、ベルトと同じ高さおよび幅とするよう配慮すること。
	2 連続性を確保するため、設備機器・点検扉等の開口部にも手すりを設置するよう配慮すること。
	3 手すりの連続性を保つため、ベンチ、案内板、プランター、自動販売機、消火器等、移動の障害物と成り得る設備や備品の位置を設計段階からあらかじめ計画するよう配慮すること。
	4 廊下の両側に連続して設置し、柱型の突出部分についても手すりを設置するよう配慮すること。
	5 将来新たに設置可能なように、より広い範囲に手すり取り付け可能な下地補強を行うよう配慮すること。
E 快適性	1 肌触りがよく、耐食性、耐久性があり、メンテナンスの容易なものとするよう配慮すること。
	2 金属製の手すりは、夏季は熱く、冬季は冷たくなり、高齢者、視覚障害者、肢体不自由者等、手すりを頼りに移動する人の支障となるため、気温が高い場合でも暑さを感じにくく、低い場合でも冷たさを感じにくい材質とするよう配慮すること。
	3 手すりおよび手すりの支持部材は、静電気が発生しにくい材質とするよう配慮すること。